

第3次三重県自殺対策行動計画取組状況一覧

参考資料1

対象	取組内容	事業NO	具体的な取組内容	令和2年度の実績	令和3年度の実績	部局名	課名
	SOSの出し方に関する教育の推進	1	自己肯定感を高める教育 ○命を大切に教育について児童生徒の心に響く教育を行い、多様な考えを理解し、自己肯定感を高める取組を進めます。 ○児童生徒のサインをしっかりと受け止められるよう、一人ひとりがカウンセリングマインドを身に着けるよう、スクールカウンセラー等の専門家による研修を開催します。	6月にオンラインで実施したスクールカウンセラーの研修会では、独立行政法人教職員支援機構の動画を活用し、自殺予防について研修を実施した。 10月以降、各県立学校で全校生徒を対象とした個別面談を実施した。また、各県立学校に配置しているスクールカウンセラーの配置時間を増やすとともに、教員経験者等を教育相談員として希望する県立学校に配置し、教育相談体制の強化に取り組んだ。 さらに、誰かに相談することで気持ちが楽になったり気持ちを整理することにつながったりすることや、親身になって相談に乗ってくれる人が自分の周りにいることに気付ける学習展開例を作成して各学校に配付するとともに、子どもたちのこころの不調のサインを見逃さず適切な支援につなげることができるよう、各県立学校の教育相談担当者等を対象に、ユース・メンタルサポートセンターMIEの職員を講師とした研修を実施した。	年度初めの県立学校長会議で、児童生徒への丁寧な見守りや関わりの継続と、各学校の実情に応じた命を大切に教育の推進を徹底した。夏季休業前の県立学校長会議でも、長期休業明けや進路決定時など、児童生徒が不安や悩みを抱えやすい時期の教育相談実施など、児童生徒が相談しやすい環境づくりを依頼した。 また、各県立学校と配置スクールカウンセラーに対し、児童生徒を対象とした「SOSの出し方に関する教育」や、教職員を対象とした「児童生徒の発するサインを見逃さない」ための研修実施を要請している。	教育委員会	生徒指導課
		2	スクールカウンセラー等活用事業 ○小・中・高等学校、義務教育学校に、スクールカウンセラーを配置または派遣することにより、児童生徒へのカウンセリングや、保護者、教職員に助言を行う等、校内の教育相談の充実に向けた取組を進めます。	スクールカウンセラーを各中学校区（義務教育学校1校含む）と各県立高等学校に配置するとともに、10月以降、教員経験者等を教育相談員として希望する県立学校に配置して、教育相談体制の強化に取り組んだ。 スクールソーシャルワーカーについては、1名増員して13名体制とし、学校や市町教育委員会からの要請に応じて派遣するとともに、県立学校や中学校区に配置して、必要に応じて関係機関と連携しながら、不登校や中途退学等の課題の解決や未然防止に取り組んだ。 ※スクールカウンセラーの配置 小学校312校、中学校151校（義務教育学校1校含む）、高等学校56校、合計519校 ※スクールソーシャルワーカー13名（前年度比1名増） ※令和2年度スクールソーシャルワーカー派遣状況 ・訪問学校数：153校（小学校85校、中学校37校、高等学校28校、特別支援学校3校） ・訪問回数合計：1,638回（小学校836回、中学校425回、高等学校366回、特別支援学校11回）	不安や悩みを抱えた児童生徒に十分に対応できるよう、スクールカウンセラーの配置時間を前年度比20.5%拡充し、各中学校区（義務教育学校1校含む）と各県立高等学校に加えて、県内20か所の教育支援センターと特別支援学校8校にも新たに配置した。また、教員経験者等による教育相談員を、希望する県立学校と新たに中学校にも配置している。 スクールソーシャルワーカーについても、配置時間を前年度比45.7%拡充し、20人を任用して、学校や市町教育委員会からの要請に応じて派遣するとともに、県立学校や各市町の中学校区、新たに県内3地域の教育支援センターにも配置して、関係機関と連携した支援にあたっている。	教育委員会	生徒指導課
		3	教職員への研修 ○専門的な教育相談研修をととして、学校などの教育相談体制の中心となる教職員などの資質向上を目指します。	○教職員の教育相談に係る力量を向上させるため、教育相談研修を15講座実施しました。（令和2年度） ・教育相談ベーシック研修（4回実施、受講者数141人） ・教育相談スキルアップ研修（3回実施、受講者数67人） ・教育相談リーダー育成研修（5実施、受講者数118人） ・ケース・カンファレンス（1回実施、受講者数30人） ・教育支援センター担当者研修（2回実施、受講者数28人）	○今後も、教育相談に関する専門的な内容を学ぶ研修を実施し、教育相談体制の中心となる教職員などの資質向上を目指します。 ・教育相談ベーシック研修（7回実施予定） ・教育相談スキルアップ研修（3回実施予定） ・教育相談リーダー育成研修（6回実施予定） ・ケース・カンファレンス（3回実施予定） ・教育支援センター担当者研修（4回実施予定）	教育委員会	研修企画・支援課
		4	学校保健総合支援事業 ○学校や児童生徒のメンタルヘルスに関する課題に対して、「メンタルヘルス地域検討委員会」委員を学校の要望に応じて派遣し、教職員などの資質向上を目指します。	推進地域を指定し、2校の中学校にのべ9回の検討委員会委員の派遣を行った。Q-U検査・クーパースミス（自尊感情）検査・精神面の健康症状チェックを行い、専門医の助言を得ながら、希死念慮、不登校等メンタルヘルス面で課題のある生徒を把握し、その支援方法や課題解決方法等を協議した。	引き続き推進地域を指定し、2校（中学校2校）にのべ4回の検討委員会委員の派遣を行う。Q-U検査・クーパースミス（自尊感情）検査・精神面の健康症状チェックを行い、専門医の助言を得ながら、希死念慮、不登校等メンタルヘルス面で課題のある生徒を把握し、その支援方法や課題解決方法等を協議する。	教育委員会	保健体育課
		5	いじめ電話相談事業 ○いじめ問題に悩む子どもや保護者が、いつでも相談できる24時間体制のいじめ電話相談を実施します。 ○いじめ等様々な悩みを抱える子どもたちが相談・通報しやすいようSNSを活用した相談窓口を開設し、効果的な相談体制の構築のための研究を行います。	○子ども、保護者等を対象にいじめ電話相談を実施し、必要に応じ関係機関と連携して対応しました。 ・相談時間：毎日24時間（365日） ・いじめ電話相談件数 101件（令和2年度） ○いじめをはじめとする様々な悩みを抱える子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、SNSを活用した「子どもSNS相談みえ」及び「Kodomo SNS Soudan Mie」を実施しました。 ・相談時間：平日17時から22時 ・「子どもSNS相談みえ」相談件数 771件（令和2年度） ・「Kodomo SNS Soudan Mie」相談件数 15件（令和2年度）	○いじめ問題に対する早期発見・早期対応が全国的に求められている中、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き「いじめ」に関する電話相談を毎日24時間実施します。相談が寄せられた場合は、関係機関と速やかに情報共有し、迅速な対応につなげます ○いじめをはじめとする様々な悩みを抱える子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、多言語で相談できる「子どもSNS相談みえ」を、平日の17時から22時まで、県内全ての中学生、高校生約102,000人を対象として実施します。	教育委員会	研修企画・支援課

子ども・若者	いじめを苦にした子どもの自殺の予防等	6	こどもほっとダイヤルの開設 ○子ども専用の相談電話を設置し、悩みを抱える子どもに寄り添い解決に向けて支えるとともに、専門的な対応によって解決すべき事案などには関係機関が連携して対応します。	○三重県子ども条例12条に基づく、子ども自ら電話で相談できる窓口において、子どもとともに悩みごとの状況や気持ちを整理し、寄り添いながら子ども自身が問題を解決できるように支える相談対応を行いました。 ・相談時間 年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日 13：00～21：00 ・相談件数 1,256件（R2年度） ○関係機関との連携のため、運営会議（1回）関係機関連絡会議（2回）を行い、情報共有を行いました。 ○県内小中高生、特別支援学校生に「こどもほっとダイヤル」の周知啓発カードを配布しました。（R3.3 185,930枚）	○三重県子ども条例12条に基づく、子ども自ら電話で相談できる窓口において、子どもとともに悩みごとの状況や気持ちを整理し、寄り添いながら子ども自身が問題を解決できるように支える相談対応を行います。 ・相談時間 年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日 13：00～21：00 ○関係機関との連携のため、運営会議・関係機関連絡会議を行い、情報共有や新たな取り組みなどを検討していきます。 ○県内小中高生、特別支援学校生に「こどもほっとダイヤル」の周知啓発カードを配布予定。	子ども・福祉部	少子化対策課
		7	児童虐待対応の強化研修 ○被虐待体験者は自殺の危険因子であることから、子どもを虐待から守るため、児童相談所職員の法的対応力や市町職員の相談対応力等の向上を図ります。 ○児童相談所が児童虐待の専門機関として困難事例への対応や市町の実情に応じた助言等の支援を行い、本県全体の児童虐待対応力を強化します。	・児童相談所職員の法的対応力の強化のため、児童相談センターに弁護士を配置し、児童相談所職員への法的な助言を行ったほか、法的対応を的確に行うための研修を実施しました。 ○児童福祉司任用前講習（6日） ○初任者研修（1日） ○児童福祉司任用後研修（5日） ○児童福祉施設等職員との合同研修（8日）など ・市町の児童相談対応力を強化するため、「児童相談体制強化確認表」をツールとして、市町と児童相談センター、管轄の児童相談所が連携して体制強化に向けた取組の具体化を進めました。 ・ケースマネジメント等に助言・指導を要する市町に対して、助言者（スーパーバイザー）を派遣し、対応力の向上を図りました。 ○5市町、14回派遣	・児童相談所職員の法的対応力の強化のため、児童相談センターに弁護士を配置し、児童相談所職員への法的な助言を行うとともに、法的対応を的確に行うための研修を実施します。 ・「児童相談体制（構築）等強化確認表」をツールとして、全市町と児童相談センター、管轄の児童相談所が連携して市町の児童相談体制強化に向けた取組の具体化を進めます。 また、市町の相談体制と専門性強化を進めるため、子ども家庭総合支援拠点の令和4年度までの全市町への設置に向けて、個別の相談会や研修会を実施し、市町による地域の実情に合わせた拠点づくりを支援します。 ・ケースマネジメント等に助言・指導を要する市町に対してスーパーバイザーや、要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーを派遣し、対応力の向上を図ります。	子ども・福祉部	子育て支援課
	児童生徒への支援の充実	8	スクールカウンセラー等活用事業（再掲）	—	—	—	—
		9	子どもの心サポート事業 ○子どもたちの心の問題の解決に向けた専門的教育相談（二次的教育相談）を実施するとともに、子どもたちがいきいきと学べるよう、学校等の教育相談体制の一層の充実に向けて教職員を支援します。	○子どもたちの心の問題における要因・背景はより多様化・複雑化していることから、総合教育センターに、臨床心理相談専門員を6人配置し、学校だけでは解決が難しいケースを中心に、専門的な教育相談を実施し、子どもや保護者、関係教職員を支援しました。 （相談時間：年末年始祝日を除く月水金9時～21時、火木9時～17時） ・電話相談件数 3,533件（令和2年度） ・面接相談件数 5,674件（令和2年度）	○子どもたちの心の問題における要因・背景はより多様化・複雑化していることから、子どもたちの心の問題解決に向けて、今後も専門的な教育相談を着実に実施していきます。 ○校内研修、教育支援センター主催の研修、教育関係団体主催の研修など、教育相談に関わる様々な研修会や事例検討会の講師をつとめたり、各学校で教育相談を行っている担任や養護教諭、教育相談担当教員等へのコンサルテーションを実施したりするなど、教職員を心理臨床の視点から支援します。	教育委員会	研修企画・支援課
		10	インターネット社会を生き抜く力の育成事業 ○スマートフォンなどを使用したインターネットの利用に起因する犯罪から児童生徒を守るため、保護者に対してフィルタリングサービス等について理解と活用を呼びかけ、その普及に取り組むとともに児童生徒の情報モラルの向上を図ります。 ⇒いじめ対策推進事業（令和2年度より事業移管） （旧 インターネット社会を生き抜く力の育成事業） ○ネットパトロールを実施し、児童生徒のインターネット利用に関するモラルの向上、学校・家庭・地域の協働による子どもたちの見守り体制の構築を進めます。	県内の全公立学校を対象に、児童生徒のインターネット上の問題のある書き込みに係るネットパトロールを年3回実施（検索実施期間：令和2年8月24日～9月30日、11月1日～11月27日、令和3年1月1日～1月31日）した。 加えて、新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害や誹謗中傷等から児童生徒を守るためのネットパトロールを令和2年5月15日～令和3年3月22日の平日毎日実施した。 検知した書き込みは、年3回の通常のネットパトロールで698件、新型コロナウイルス感染症にかかるネットパトロールで160件あり、市町教育委員会や学校と情報共有し、状況に応じて児童生徒の見守りや情報モラル指導を行った。	令和2年度も、専門業者に委託し、児童生徒が行ったインターネット上の個人情報の流布、不適切画像の投稿、いじめ等の問題ある書き込みに係るネットパトロールを年3回実施するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害や誹謗中傷等から児童生徒を守るためのネットパトロールを、令和3年4月1日～令和4年3月31日の平日毎日実施している。	教育委員会	生徒指導課
		11	人権研修の充実 ○人権研修の充実により子ども、教職員、地域住民一人ひとりが人権感覚あふれる学校づくり・人権尊重の地域づくりの主体者として行動できるよう取組を進めます	「三重県人権教育基本方針」に沿って、県内全ての学校等において人権教育が総合的に推進されるよう、管理職及び人権教育推進委員会等代表者に、人権教育の重要性を訴えるメッセージとともに、前年度の事業成果及び研修資料等を提供したり、動画による研修を実施したりするなど、様々な方法で「人権教育ガイドライン」や「人権教育サポートガイドブック」等をもとに、人権教育の充実を図るための説明を行いました。 また、学校が行う人権教育カリキュラムの改善や人権学習指導資料等を活用した人権学習の実施に向け、指導・助言を行いました。 ・人権教育カリキュラム作成率：100% ・令和2年度の人権学習指導資料活用講座は中止し、学校や市町等教育委員会の要請に応じて研修を実施：1,566人（59講座）	「三重県人権教育基本方針」に沿って、県内全ての学校等において、人権教育が総合的に推進されるよう、管理職及び人権教育推進委員会等代表者への研修等、様々な機会を通じて「人権教育ガイドライン」や「人権教育サポートガイドブック」、「人権教育サポートガイドブックⅡ」をもとに説明等を行うとともに、人権学習指導資料等の活用を促進するための講座を開催します。 また、学校が行う人権教育カリキュラムの改善や個別の人権問題に係る学習の実施等を支援します。	教育委員会	人権教育課
		12	性的マイノリティーの人権に係わる問題を解決するための教育 ○一人ひとりが人権問題の解決を自分の問題としてとらえ、性的マイノリティーへの偏見や差別的扱いを変えようとする具体的な行動に結びつく教育・学習の充実を図ります。	教職員が「性的マイノリティーの人権に係わる問題」についての理解を深め、問題を解決するための学習を子どもの発達段階に応じて適切に行えるよう、「人権教育ガイドライン」や系統的に作成している人権学習指導資料の活用を促進するための説明や情報提供を行うとともに、学校が行う校内研修等の支援を行いました。	教職員が「性的マイノリティーの人権に係わる問題」についての理解を深め、性の多様性を認め合い、問題を解決するための学習を子どもの発達段階に応じて適切に行えるよう、「人権教育ガイドライン」や人権学習指導資料の説明を行うとともに、人権学習の実施を促進します。	教育委員会	人権教育課

		13	若者支援相談 ○ユースメンタルサポートセンターMIE (YMSC-MIE) の「若者専門相談」において、メンタルヘルスの課題を持つ若者やその家族等のために専門相談や支援を行います。また、相談内容により必要に応じて関係機関と連携を図ります。	若者のメンタルヘルス等に関する教育、行政、医療、家族、本人からの相談に対応。精神的治療が必要な場合は受診につなげる。相談だけで対応可能なものや本人の受診意欲がない場合は相談員が継続的に相談を受けたり、学校や自宅に訪問相談を行う等の対応を行った。 ○新規相談件数 171件 ○相談元の内訳は一般家庭109件、教育機関22件、医療機関7件、当院外来13件、その他20件であった。	メンタルヘルスの課題を持つ若者やその家族等のために専門相談や支援を行います。また、相談内容に応じて受診へつなげたり、学校等の関係機関と連携を図ります。	医療保健部	健康推進課
		14	中・高校・大学における出前授業の実施 ○YMSC-MIEが市や学校などと連携して生徒への精神保健授業や職員への啓発などを実施します。	希望があった学校に対して、児童生徒を対象とした自殺予防授業を開催した。○実施回数19回 ○中学校2回、高校17回 ○対象者数1,767名 教員等に対して、若年層における自殺の現状、精神疾患に関する啓発等を行った。○実施回数3回 ○対象者数61名	市町や学校などと連携し、児童生徒を対象に自殺予防授業を実施します。また、教職員や保護者等に対して若年層における自殺や精神疾患に関する啓発を行う。	医療保健部	健康推進課
		15	若者へのアウトリーチ型支援 ○若年層の自殺企図者、精神病様症状を呈する若者に対し、必要に応じtえアウトリーチ型の支援を行います。支援にあたってはYMSC-MIE、学校関係者、地域保健関係者などが連携を取りながら進めることとし、必要に応じて連携会議、事例検討会を行います。	若年層の自殺企図者、精神疾患様症状を呈する若者に対し、必要に応じて学校関係者や地域保健関係者とともにアウトリーチ型支援を行った。○実施回数36件	若年層の自殺企図者、精神疾患様症状を呈する若者に対し、必要に応じて学校関係者や地域保健関係者と連携しながらアウトリーチ型支援を行う。また、必要に応じて連携会議、事例検討会を行う。	医療保健部	健康推進課
		16	児童生徒の自殺(未遂)の事後対応 ○児童生徒の自殺(未遂)事案が発生した場合は、適切な対応がなされるよう学校に対して指導・助言などを行うとともに、スクールカウンセラーなどの緊急派遣による支援を行います。	児童生徒の自殺(未遂)事案が発生した場合は、適切な対応がなされるよう、学校に指導主事を派遣して指導・助言を行うとともに、スクールカウンセラーの緊急派遣による支援を行った。	児童生徒の自殺(未遂)事案が発生した場合は、適切な対応がなされるよう、学校に対して指導・助言などを行うとともに、スクールカウンセラーなどの緊急派遣による支援を行う。	教育委員会	生徒指導課
	若者への支援の充実	17	ひきこもり相談支援 ○こころの健康センターにおいて、ひきこもりの問題を抱える若者や家族に対し、電話や面接による相談、家族教室や研修会の開催、支援情報の提供などを行います。	・ひきこもりの問題を抱える若者や家族に対し、ひきこもり専門電話相談(のべ147件)や面接による相談(119件)、訪問(7件)、家族教室(4回開催のべ40名)や家族の集い(1回開催8名)、講演会の開催(参加者74名)、支援情報の提供等を実施した。 ・支援者に対し研修会(2回開催のべ104名)を開催した。 ・支援に携わる関係機関の連携強化・支援体制の充実を図ることを目的に支援ネットワーク会議(28機関・38名参加)を開催した。	・ひきこもりの問題を抱える若者や家族に対し、ひきこもり専門電話相談や面接による相談、家族教室や家族の集い、講演会の開催、支援情報の提供等を行う。 ・支援者に対し研修会や事例検討会を開催し、人材育成を行う。 ・支援ネットワーク会議を開催し、支援に携わる関係機関の連携強化・支援体制の充実を図る。	こころの健康センター	
		18	「おしごと広場みえ」における就労支援 ○若者の就労促進のため、国などと連携して運営する「おしごと広場みえ」において、求人求職情報の提供や職業相談、各種就職セミナー等を実施します。	若者の就職支援サービスをワンストップで提供するおしごと広場みえにおいて、就職のためのキャリアコンサルティングや模擬面接などのほか、企業と若者との交流会等を実施しました。 ・おしごと広場みえ利用実績(令和2年度) 利用者数 9,301名(延べ) 新規登録者数 1,006名 就職率 65.2% ・セミナー等の開催実績 おしごと広場ミニ企業説明会 参加者 221名(11回計) (内オンライン参加者 52名) キャリアコンサルティング 実施人数 940名	引き続き、おしごと広場みえにおいて、若年者向けの雇用関係情報の提供、職業相談、職業紹介、キャリアコンサルティング、セミナー、企業情報収集等、総合的な就職支援サービスを提供します。	雇用経済部	雇用対策課
		19	ニート等の若者の職業的自立支援 ○「地域若者サポートステーション」においてカウンセリングも含めた相談支援等が実施されており、連携して就労に向けた幅広い支援を実施します	若年無業者への就労支援については、支援機関ネットワークである「みえ若者就労支援ネットワーク」等と連携しながら、県内4か所の地域若者サポートステーションを活用して、職業的自立に向けた以下の支援に取り組みました。その結果、286名が就職等に至りました。 ・自立訓練 地域の企業等で就業するために必要な知識や技術を習得させるため、パソコン講座やコミュニケーション力向上のための訓練を実施 ・就労体験 NPO法人や事業所、農場等におけるジョブトレーニング(実務経験)を地域で体験できる機会を提供するほか、社会参加への一環として、イベント等への社会体験(ボランティア体験)を実施	引き続き、県内4か所の地域若者サポートステーション(サポステ)において、若年無業者が就労前スキルアップ訓練や就労体験を通じて職業能力の開発を行うことで、個々の職業的自立を促進します。 また、サポステ対象者の掘り起こしのための保護者向けセミナー等に取り組みます。	雇用経済部	雇用対策課
	家族・知人などへの支援	20	知人などへの支援 ○相談を受けた家族や若年層の知人などに対し、対応に苦慮しないよう、自殺予防電話相談や面接相談で支援します。	・自殺予防週間、自殺予防月間等の機会を通じ、大学・専門学校の学生にリーフレット等配布し、相談窓口の周知・啓発を実施した。また県立図書館・津庁舎ロビーにおいて来所者への啓発を行うため、ブースを設けてポスターの掲示・パンフレット・リーフレットの設置を行った。 ・関係機関にもリーフレット・パンフレットを配布し相談窓口周知を行った。 ・県立学校及び私立学校全生徒にリーフレットの配布(データを含む)を実施し相談窓口の周知を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年7月から自殺予防電話相談を週1回の実施から週5回に拡充するとともにフリーダイヤル化を実施した。(件数540件)また、令和2年11月から夜間休日自殺予防電話相談事業を新たに実施し、平日16時～24時、休日9時～24時を相談対応を実施した。(件数342件)	・自殺予防週間、自殺予防月間等の機会を通じ、大学等教育機関在学中の学生にリーフレット等配布し、相談窓口の周知・啓発を実施する。県立図書館・津庁舎において来所者への啓発を行うため、ブースにポスターの掲示・パンフレット・リーフレットを配架する。 ・各関係機関にもリーフレットを配布し相談窓口周知の協力を依頼する。 ・フリーダイヤル導入及び電話相談設置日の拡充を令和3年度も継続して実施する。 ・県立学校及び私立学校に相談窓口を掲載したパンフレットを配布する。	自殺対策推進センター	

子ども・若者	職場におけるメンタルヘルス対策などの推進	21	働き方改革の推進 ○長時間労働の是正や年休の取得促進など働き方改革を推進するため、県内企業へのワークライフバランスに関する支援の実施、表彰・登録制度を通じた働きやすい環境づくりに取り組みます。	(1) 働き方改革総合推進事業 ・「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度の実施 令和2年度応募企業等の中から57法人を認証。その中から4法人を表彰 ・テレワークアドバイザー派遣事業 テレワークの導入促進を図るため、相談窓口を設置するとともに、導入を検討している中小企業にテレワークアドバイザーを派遣しました。 派遣企業 11社 (2) 働き方改革取組拡散事業 ・企業向け働き方改革アドバイザー派遣事業 働き方改革に取り組もうとする中小企業に働き方改革アドバイザーを派遣しました。 派遣企業 10社 ・働き方改革セミナーを実施 参加者数：71人 (R2. 10月) 64人 (R3. 2月)	働き方改革に積極的に取り組む県内事業所を増やし、働き方改革を県内全体に広げるため、次の事業を行います。 ・働き方改革に取り組む企業等に「みえの働き方改革推進企業」としての登録を促進し、優良事例を表彰します。 ・テレワークの導入を検討している中小企業にテレワークアドバイザーを派遣するとともに、相談窓口を設置します。 ・働き方改革に取り組もうとする中小企業に働き方改革アドバイザーを派遣して、モデル事例の創出に取り組めます。また、働き方改革のセミナーを実施し、働き方改革に関する機運の醸成を図ります。	雇用経済部	雇用対策課
		22	長時間労働の是正 ○特別条項付時間外・休日労働に関する協定締結している事業場などで、月80時間を超える時間外労働が行われていると懸念される事業場に対する監督指導を実施する ○厚生労働省「過労死ゼロ」緊急対策において、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」による労働時間の適正把握の徹底、違法な長時間労働を複数事業場で行う企業に対する全面的な指導を行います。 ○企業本社に対するメンタルヘルス対策指導に取り組みます。	○過重労働防止、長時間労働抑制、健康確保等を目的とした監督指導を476事業場で実施した。そのうちの151事業場に違法な長時間労働が見受けられた(違反率31.7%)。また、監督指導に合わせ「過重労働による健康障害防止」、「労働時間の適正な把握」について、管理を徹底するよう指導した。 ○労働時間に関する法制度の周知及び指導を集中的に行うため、県下の労働基準監督署(6署)に「労働時間相談・支援班」を編成するとともに「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、労働時間法制の周知及び指導援助を集中的に行った。(①説明会等：41回(参加数：528事業場)、②個別訪問支援：345事業場、③相談支援：3280件) ○36協定届の未届事業場に対する相談指導等を実施し、労働基準法の基礎的な知識の付与を行った。(局委託事業→①自主点検：2218事業場(回収：667)②個別訪問：2事業場) ○36協定届の届出事業場等に対し、労働基準法及び上限規制等に関する説明会を実施した。(本省委託事業→説明会：21回(参加数：186事業場)) ○過重労働解消キャンペーンの実施(11月) 過重労働の解消に向けたキャンペーン活動を展開(重点監督、電話相談、シンポジウム、ベストプラクティス企業訪問など)し、長時間労働等過重労働解消に向けて集中的に周知・啓発を行った。	○長時間労働の是正を目的とする監督指導を実施する。 ○働き方改革関連法による改正労働基準法の施行・周知(労働時間上限規制(中小企業)・年5日の年休取得義務化など) ○36協定届の未届事業場に対し、相談指導等を実施する。 ○36協定届の届出事業場等に対し、労働基準法及び上限規制等に関する説明会を実施する。(継続) ○過重労働解消キャンペーンを展開する(11月) ○上限規制適用猶予業種等(自動車運送業、建設業、医療保健業)に対し、上限規制に係る法改正、長時間労働の削減等に関する説明会を実施する。	三重労働局	
		23	職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ○就労して間もない若年層の自殺防止対策のため、事業者からの依頼により中小規模事業場の若年労働者(新入社員や20歳代の若手社員)に対して、セルフケア促進のための教育を行います。	令和2年度は、依頼のあった中小規模4事業場の新入社員等63名に対して、当センターのメンタルヘルス対策促進員によるメンタルヘルス対策に係るセルフケア研修を実施した。	引き続き、就労して間もない若年層の自殺防止対策のため、事業者からの依頼により中小規模事業場の若年労働者(新入社員や20歳代の若手職員)に対して、セルフケア促進のための教育を行います。	三重産業保健総合センター	
		24	ハラスメントの防止対策 ○総合労働相談コーナーにおいて、職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなど個別相談に対応します。 ○ハラスメントの解決に向けて、会社に事実確認を行い、会社に働きかけを行ったり、相談者と会社間で紛争が生じている場合は助言・斡旋・調停等解決のための援助も行います。 ○パワーハラスメント対策についての総合情報サイト「あかるい職場応援団」の周知啓発を行います。	○三重労働局・各労働基準監督署に設置している総合労働相談コーナーや三重労働局雇用環境・均等室において、「いじめ・いやがらせ」に関する相談1,145件、「セクハラ」104件、「妊娠、出産等ハラスメント」29件、「育児ハラスメント」19件、「介護ハラスメント」9件に対応した。 ○個別労働紛争解決援助制度に関し、「いじめ・嫌がらせ」に関するあっせん20件、「妊娠出産等不利益取り扱い」に係る紛争解決援助を3件、「育児休業等不利益取り扱い」に係る調停を1件実施した。 ○総合的なハラスメント対策について、集団指導を55回実施した。	○職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に係るハラスメントなどの個別相談への対応 ○相談者と会社間で紛争について、助言・あっせん・調停など解決のための援助の実施 ○パワーハラスメント対策についての総合情報サイト「あかるい職場応援団」の周知啓発 ○令和2年6月1日施行のパワーハラスメント対策の法制化に関する大企業への周知及び令和4年4月1日から対象となる中小企業への周知 ○令和2年6月1日施行のセクシュアルハラスメント・妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント防止対策の強化に関する周知	三重労働局	
		25	メンタルヘルス対策・産業保健活動の充実 ○ストレスチェック結果報告の提出指導や、高ストレス者や長時間労働者などに対する医師による面談指導結果に基づく事後措置の徹底のほか、安全衛生委員会の活性化や産業保健スタッフ活動の充実について指導します。	○ストレスチェック結果報告(心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告)の提出指導 ○高ストレス者や長時間労働者などに対する健康管理のための医師による面接指導結果に基づく事後措置の徹底 ○安全衛生委員会の活性化の指導 ○ストレスチェックの集団分析を活用した職場環境改善の促進 何らかの形でメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は76.3% ストレスチェックの結果報告の提出率79.3%	○引き続きストレスチェック結果報告提出指導に加え、働き方改革関連法の施行に伴う、産業医・産業保健活動の強化、医師による面接指導結果に基づく事後措置、集団分析の活用等について指導を行う。	三重労働局	
		26	求職者に対する就職支援 ○求職者に対してハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するとともに、早期再就職支援等の応募書類作成、合同就職面接会の開催等の取組を行います。	○従前どおり、求職者に対してはハローワーク等の窓口において懇切丁寧な職業相談を実施した。また、応募書類作成支援や合同面接会も開催した。	○求職者に対してハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施 ○早期再就職支援等の応募書類作成支援、合同就職面接会の開催などの取り組み	三重労働局	

	失業者、経済的問題に対する支援	27	専門家による心理サポート ○臨床心理士による心理面の支援や、就職を希望しながらの心理面を含めた悩みや不安等に対するカウンセリングを実施します。	○長期間就職活動を続けても内定を得られない等により、心理的な支援が必要な者に対し、臨床心理士による相談を実施した。 ・わかものハローワークみえ：週 1 日火曜日・月 3 日程度 ・みえ新卒応援ハローワーク：週 1 日月曜日・月 4 日程度	○引き続き、心理的な支援を実施する。	三重労働局	
		28	離職者を対象とした公共就職訓練の実施 ○離職者がスキルアップを図ることにより、安定的な就労につなげるため、公共職業訓練に取り組みます。	働く意欲のある人が職業能力開発の機会を得るとともに、県内産業の担い手となる人材の育成を図るため、津高等技術学校で離職者を対象とした職業訓練を実施しました。 令和 2 年度の施設内訓練では、オフィスビジネス、金属成形、建築施工、OA 事務などの 7 コースを設置（新型コロナウイルス感染症の影響で一部内容を変更して実施）し、合計で 85 名が受講しました。 なお、令和 2 年度に確定する施設内就職率は 67. 9% でした。 また、民間教育訓練機関で実施する委託訓練では、事務や介護、サービス業を中心とした 41 コース（3 か月訓練）を設置し、合計で 514 名が受講しました。 なお、令和 2 年度に確定する委託訓練就職率は 74. 8% でした。	施設内訓練では、8 コースで実施します。 また、委託訓練では、39 コース（3 か月訓練）を設置し、離職者の早期就職を支援します。 なお、昨年に引き続き、3 月末に退職された方が入学しやすいよう、また、資格試験開催前に訓練が終了するよう、配慮した訓練スケジュールを設定します。	雇用経済部	雇用対策課
		29	生活保護受給者等就労自立促進事業 ○生活保護受給者等の就労による自立をハローワーク、三重県、県内各自治体ならびに福祉等の関係機関と連携して促進します。	「生活保護受給者等就労自立促進事業」により、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者等（以下「生活保護受給者等」という。）を対象として、福祉事務所とハローワークが一体となった就労支援を推進し、就労による自立の促進を図りました。 ・令和元年度 支援対象者数 1, 316 人（就職者数 779 人） ・令和 2 年度 支援対象者数 1, 140 人（就職者数 743 人）	引き続き、福祉事務所において支援候補者を選定し、福祉事務所、ハローワーク等関係機関が連携し就労支援を実施することで、生活保護受給者等の就職による経済的自立の促進を図ります。	三重労働局子ども・福祉部	地域福祉課
子ども・若者	失業者、経済的問題に対する支援	30	多重債務に関する相談事業の実施 ○多重債務問題に対して、三重弁護士会、三重県司法書士会等の関係機関や市町と連携して相談対応を行います。 ○協議会等の開催により、支援機関同士の相互相談や連携の強化を図ります。	多重債務問題改善プログラムに基づく取組を実施した。 多重債務相談件数 790 件（県 34 件、市町：328 件、その他：428 件） うち 専門機関紹介件数：576 件 （多重債務連携システム：62 件、市町独自の困りごと相談等：374 件） 多重債務者対策協議会の開催 1 回（書面） 多重債務者無料相談会の開催 2 回 17 件 多重債務者相談担当者研修会の開催 1 回	前年度と同様に多重債務問題改善プログラムに基づく取組を実施している。 また、以下のとおり事業実施を予定している。 多重債務者対策協議会の開催 1 回 多重債務者無料相談会の開催 2 回 多重債務者相談担当者研修会の開催 1 回	環境生活部	くらし・交通安全課
		31	登録貸金業者への指導及び検査 ○登録貸金業者の適正な業務運営を促すため、指導及び検査を行います。	登録貸金業者の適正な業務運営を促すため、検査及び指導を行った。 令和 2 年度の登録貸金業者への検査実施回数 7 回	登録貸金業者の適正な業務運営を促すため、検査及び指導を行います。 令和 3 年度の登録貸金業者への検査実施回数（予定） 7 回	雇用経済部	中小企業サービス産業振興課
		32	悪質金融業者への指導および取締り ○警察力を発揮し悪質金融業者撲滅のため取締ります	○ヤミ金融による厳しい取立ての電話に対し、電話警告を実施するとともに、ヤミ金融に使用された携帯電話機等の犯行ツール対策を実施し被害拡大防止を図った。 ○「三重県多重債務者対策協議会」に出席し関係機関との連携を図った。	悪質金融業者を撲滅するため、引き続き、関係法令を駆使した取締りを実施していくとともに、携帯電話等の犯行ツールの無力化対策を行います。	警察本部	生活環境課
	薬物乱用防止に関する取組	33	薬物乱用防止教室の実施 ○薬物依存問題に対し、児童生徒を対象とした薬物乱用防止対策や啓発を実施するなど、向精神薬などの誤用・乱用防止に向けて取り組みます。	○学校薬剤師による「くすりの正しい使い方教室」を 1 2 6 校（小学校 9 4 校、中学校 2 0 校、高等学校 8 校、その他 4 校）で開催した。 ○薬物乱用教育認定講師等による「ダメ。ゼッタイ。教室」を 9 1 校（小学校 6 4 校、中学校 1 9 校、高等学校 8 校）で開催した。 ○警察職員による「薬物乱用防止教室」を 1 8 3 回（小学校 9 2 回、中学校 5 5 回、高等学校 3 5 回、その他学校 1 回）実施した。	○医療保健部、教育委員会、警察本部等で連携し、学校での薬物乱用防止教室を実施する。例として、薬物乱用防止教室の一環として、小学校・中学校・高等学校等を対象に学校薬剤師による「くすりの正しい使い方教室」を実施するとともに、ライオンズクラブ国際協会 3 3 4 -B 地区と公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターの共同認定によるボランティアの薬物乱用防止教室認定講師を活用し、「ダメ。ゼッタイ。教室」を実施する。	医療保健部・教育委員会	業務課・保健体育課
		34	薬物依存症対策 ○こころの健康センターにおいて、薬物依存症についての電話や面接による相談、家族教室や研修会の開催、支援情報の提供など実施します。	・薬物をはじめとする依存症の問題を抱える本人や家族に対して、電話相談（のべ 181 件）や来所相談（のべ 187 件）、家族教室（4 回）を実施した。 ・支援者に対して、講演会の開催や支援に携わる関係機関の連携強化・支援体制の充実を図ることを目的にネットワーク会議（県内 5 地域で各 1 回ずつ）を開催した。 ・「こころのケアガイドブック」により社会資源情報を提供した。	・薬物をはじめとする依存症の問題を抱える本人や家族に対して、依存症専門電話相談や来所相談、家族教室を実施する。 ・支援者に対して、講演会、ネットワーク会議を開催する。 ・「こころのケアガイドブック」による社会資源情報を提供する。	こころの健康センター	

妊産婦	妊産婦への支援	35	妊産婦への支援 ○市町において、全ての妊婦に対する妊娠届出時アンケートの活用等により、妊娠中からの支援につなげます。 ○特定妊婦や飛び込み出産に対しては関係機関と連携し、速やかな支援が提供できるよう取り組みます。 ○産後うつなどの予防を図るため、産後間もない時期の産婦健診、すべての産婦への電話相談などにより、産後早期の支援の強化を進めます。 ○産後に心身不調や育児不安などを抱える産婦に対し、出産前後のサポート事業、産後ケア事業などの支援体制の整備を図ります。	妊産婦への支援 ○市町において、妊娠届出時アンケートを面談にて実施し、必要時は支援プランを作成し、妊娠中からの支援につなげました。 ○特定妊婦や飛び込み出産に対しては関係機関と連携し、速やかな支援に取り組みました。 ○産後うつなどの予防を図るため、産後間もない時期の産婦健診事業については24市町が実施しました。また、関係機関を対象に産前産後の支援体制についての研修会を開催しました。 ○産後に心身不調や育児不安などを抱える産婦への支援として、産前・産後サポート事業は、16市町、産後ケア事業は全ての市町が取り組みました。 ○新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、出産にかかる不安を抱える妊婦の方々にに対し、オンラインと電話による相談窓口を設置し、安心して出産等ができるよう努めました。 ・相談件数 オンライン 50件、電話 87件、その他10件 ○新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対して、育児などへの不安の軽減を図るため、退院後、医療専門職が電話や訪問などで寄り添った支援を行いました。 ・支援件数 9件	妊産婦への支援 ○市町において、全ての妊婦に対する妊娠届出時アンケートの活用等により、妊娠中からの支援につなげます。また産婦健康診査事業について、妊娠届出時アンケートと合わせた有機的な評価ができるよう検討します。 ○特定妊婦や飛び込み出産に対しては関係機関と連携し、速やかな支援が提供できるよう取り組みます。 ○妊娠期からの切れ目のない支援体制の強化を図るため、産前産後の親子安心サポート事業研修会を実施し、関係機関の連携につなげます。 ○新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対して、育児などへの不安の軽減を図るため、退院後、医療専門職が電話や訪問などで寄り添った支援を行います。	子ども・福祉部	子育て支援課
		36	みえ出産前後からの親子支援事業 ○若年層の妊産婦などを対象に育児不安などの経験を図るため、妊娠中から市町や産婦人科医・小児科医・精神科医などと連携して支援を進めます	みえ出産前後からの親子支援事業 ○若年層の妊産婦などを対象に育児不安などの経験を図るため、妊娠中から市町や産婦人科医・小児科医・精神科医などと連携して支援を進めました。利用者は112件ありました。	みえ出産前後からの親子支援事業 ○若年層の妊産婦などを対象に育児不安などの経験を図るため、妊娠中から市町や産婦人科医・小児科医・精神科医などと連携して支援を進めます	子ども・福祉部	子育て支援課
	普及啓発・相談窓口の周知	37	自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発 ○市町や関係機関、民間団体と連携し、きめ細やかな啓発を行います。特に、自殺予防週間（9月10日から1週間）や、自殺対策強化月間（3月）においては集中的に啓発を行います。	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて街頭啓発、庁舎内でのパンフレットやポスターの掲示、ラジオでの広報、ホームページへの掲載を行い、相談窓口の周知を行った。 ○実施市町…29市町 ○実施保健所…8保健所 ○県ホームページにて自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて、県内保健所・市町・民間団体の取組を紹介した。 ○県立図書館において来所者への啓発を行うためブースにポスターの掲示・パンフレット・リーフレットを配架行った。 ○毎週月曜日13:00～16:00（祝日の場合は火曜日）の自殺予防・自死遺族電話や随時の面接相談を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年7月から自殺予防電話相談を週1回の実施から週5回に拡充するとともにフリーダイヤル化を実施した。（件数540件）令和2年11月から夜間休日自殺予防電話相談事業を新たに実施し、平日16時～24時、休日9時～24時を相談対応を実施した。（件数342件） ○令和2年度から新たに、インターネット上で希死念慮を伺わせるキーワードを検索した者に対し、広告を表示し、相談窓口にも効果的につなげる検索連動型広告を活用した啓発を行った。（インプレッション数平均26,821回/月、クリック数平均1,479回/月、クリック率平均4.5%/月） ○自殺対策推進センターで作成したリーフレット・パンフレット・ティッシュを作成。パンフレット・リーフレットを県内市町や保健所・関係機関でも活用いただけるように配布した。	・関係機関、民間団体と連携し、啓発活動を行う。 ・県内の取組を県ホームページで紹介する。 ・自殺対策強化事業の一環として県民公開講座を開催。 ・自殺予防・自死遺族電話相談（令和3年度も引き続きフリーダイヤル及び、週5回に電話相談窓口拡充の継続）や随時の面接相談を実施する。 ・自殺予防夜間休日電話相談平日16時～24時、休日9時～24時を実施する。 ・インターネット上で希死念慮を伺わせるキーワードを検索した者に対し、広告を表示し、相談窓口にも効果的につなげる検索連動型広告を活用した啓発を行う。 ・自殺対策のためのリーフレット・パンフレット・ティッシュ作成し配布する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、心身の健康問題、経済・生活問題等が重なり自殺リスクが高まりかねない状況となっていることを踏まえ、若者を重点的な対象として、身近なツールであるSNSを活用した相談体制の整備や若者の視点を反映した啓発活動など、効果的な自殺対策の強化に取り組む。	医療保健部・自殺対策推進センター	健康推進課
		38	相談窓口の周知 ○身近な窓口で相談を受けられる体制を整えるとともに、ホームページ、リーフレットなどを活用し、関係機関・民間団体が実施している各種相談窓口の周知を行います	・県内の相談機関・相談窓口をリーフレットやパンフレット、こころのケアガイドブックに掲載。関係機関や啓発活動で配布し周知を行った。 ・リーフレットやパンフレット、こころのケアガイドブックをホームページにも掲載した。 ・こころの健康センター（自殺対策推進センター）においては、自殺予防・自死遺族電話相談、ひきこもり・依存症専門電話相談、こころの掲揚テレフォンを開設し電話での相談に対応した。また、必要時には面接による相談にも対応を行った（精神科医による面接相談も含む）。 *なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年7月から自殺予防電話相談を週1回の実施から週5回に拡充するとともにフリーダイヤル化を実施した。（件数540件）また、令和2年11月から夜間休日自殺予防電話相談事業を新たに実施し、平日16時～24時、休日9時～24時を相談対応を実施した。（件数342件）	・県内の相談機関・相談窓口を掲載したリーフレットやパンフレット、こころのケアガイドブックを更新する。リーフレット・パンフレットを関係機関や啓発活動で配布し相談窓口を周知する。 ・こころのケアガイドブックを更新しホームページにも掲載する。 ・こころの健康センター（自殺対策推進センター）においては、自殺予防・自死遺族電話相談（令和3年度も引き続きフリーダイヤル及び、週5回に電話相談窓口拡充の継続）、ひきこもり・依存症専門電話相談、こころの傾聴テレフォンを開設し電話での相談に対応する。また、必要時には面接による相談にも対応する（精神科医による面接相談も含む）。	自殺対策推進センター	
		39	ストレス・うつ・アルコール等の啓発事業 ○健康講座の開催時等あらゆる機会を通じて、ストレス、うつ、アルコールなどの自殺の要因となるさまざまな問題に対する対処法や知識の普及啓発、相談窓口の周知を行います。	・研修会開催時や自殺予防週間および自殺対策強化月間時に、ストレス、うつ、アルコール等のリーフレットやパンフレットを配布したり、自由に持ち帰れるよう配架した。ポスター掲示を行うことにより知識の普及を行った。	・研修会には、ストレス、うつ、アルコール等のリーフレットやパンフレットを配布したり、自由に持ち帰れるよう配架する。ポスター掲示を行うことにより知識の普及を行う。	自殺対策推進センター	

中高年層	ストレス・うつ・アルコール依存症などへの取組	40	アルコール対策 ○三重県立こころの医療センターにおいて、アルコール依存症患者および家族のニーズに対応するめ、外来通院医療として、アルコール専門デイケア、家族相談、家族研修会などを実施します。	・アルコール依存症の治療の過程で、動機づけ面接を計画的に年間約200件行なったことで、退院後の生活に対する不安軽減となり、患者満足度の向上につながった。 ・自助グループへ繋がるように、SBIRTSを計7件実施し、例会参加のハードルを下げ、退院後の断酒継続と不安を和らげる結果になった。 ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、支部例会や記念大会が中止になり、家族教室や啓発活動もすべて中止になった。	・アルコール依存症の治療の過程で『動機づけ面接』は大きな役割を担う。毎日、計画的に行うことで、退院後の生活に対する支援にも繋がり、患者満足度の向上につながっている。 ・SBIRTSについては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、支部例会が中止になったり、断酒会員の院内例会参加中止があり件数は5件であった。そのため自助グループとの情報交換を積極的に行った。 ・企業、行政にアルコールに関する啓発活動を実施するとともに医療機関にも発信できるようにしていく計画であったが、前年度同様にすべて中止になった。次年度の取り組みに向けて、資料作りを行った。 ・11月よりAA、名古屋MACミーティング再開。 ・家族研修会についてはR4年1月より再開予定。 ・一般県民を対象に、アルコール関連問題の啓発を行うため、イオン鈴鹿、三重大学等でアルコール関連問題啓発フォーラムを開催する。また、啓発リーフレットの街頭啓発等により啓発を図ります。	健康推進課 (こころの医療センター)	
		41	アルコール対策 「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、①アルコール健康障害の啓発、②アルコール依存症の早期発見、早期治療、③アルコール依存症治療拠点機関の整備④アルコール依存症に係る相談機関の整備⑤アルコール関連問題に対応できる人材育成等に取り組まず。	・一般県民向けの啓発リーフレットを配布した。 ・三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会を開催し、計画の進捗管理を行った。	・一般県民を対象に、アルコール関連問題の啓発を行うため、イオン鈴鹿、三重大学等でアルコール関連問題啓発フォーラムを開催する。また、啓発リーフレットの街頭啓発等により啓発を図ります。 ・警察、児童相談所等が関わったアルコール依存症が疑われる方に、早期受診を促すため、啓発リーフレットを作成し、関与した機関から対象者に配布する。 ・三重県アルコール依存症患者受診後支援事業を実施し、SBIRTSの促進を図る。	医療保健部	健康推進課
		42	依存症対策 ○三重県こころの健康センターにおいて、アルコールや薬物、ギャンブルなど依存症合併全般についての電話や面接による	・アルコールや薬物、ギャンブル等など依存症の問題を抱える本人や家族に対して、電話相談（のべ181件）や来所相談（のべ187件）、家族教室（4回）を実施した。 ・支援者に対して、講演会の開催や支援に携わる関係機関の連携強化・支援体制の充実を図ることを目的にネットワーク会議（県内5地域で各1回ずつ）を開催した。 ・「こころのケアガイドブック」により社会資源情報を提供した。 ・啓発週間において、ポスターの掲示や関係資料の配架を実施した。 ・ギャンブル等依存症については当事者の集団プログラムを開催した。	・アルコールや薬物、ギャンブル等など依存症の問題を抱える本人や家族に対して、依存症専門電話相談や来所相談、家族教室を実施する。 ・支援者に対して、講演会、ネットワーク会議を開催する。 ・「こころのケアガイドブック」による社会資源情報を提供する。 ・啓発週間において、ポスターの掲示や関係資料の配架を実施する。 ・ギャンブル等依存症については当事者の集団プログラムを実施する。	こころの健康センター	
	職場におけるメンタルヘルス対策の推進など	43	働き方改革の推進【再掲】	—	—	—	—
		44	長時間労働の是正【再掲】	—	—	—	—
		45	職場におけるメンタルヘルス対策の推進【再掲】	—	—	—	—
		46	ハラスメントの防止【再掲】	—	—	—	—
		47	メンタルヘルス対策・産業保健活動の充実【再掲】	—	—	—	—
	失業者、経済的問題に対する支援	48	求職者に対する就職支援【再掲】	—	—	—	—
		49	専門家による心理サポート【再掲】	—	—	—	—
		50	離職者を対象とした公共職業訓練の実施【再掲】	—	—	—	—
		51	生活保護受給者等就労自立促進事業【再掲】	—	—	—	—
		52	多重債務に関する相談事業の実施【再掲】	—	—	—	—
		53	登録貸金業者への指導および検査【再掲】	—	—	—	—
		54	悪質金融業者への指導及び取締り【再掲】	—	—	—	—

高齢者層	普及啓発・相談窓口の周知	55	○うつ病などの知識の普及、相談窓口の周知 健康相談、健康講座などあらゆる機会を通じ、高齢者のうつ病などについて、知識の普及や相談窓口の周知を行います。	・県内の相談機関・相談窓口をリーフレットや、こころのケアガイドブックに掲載。リーフレット・パンフレットを更新し各関係機関等、広く配布することで周知を行った。 ・研修会・県民公開講座開催時には、ストレス、うつ、アルコール等のリーフレットやパンフレットを配布したり、自由に持ち帰れるよう配架する。ポスター掲示を行うことにより知識の普及を行った。 ・こころのケアガイドブックを更新しホームページにも掲載した。 ・こころの健康センター（自殺対策推進センター）においては、自殺予防・自死遺族電話相談、ひきこもり・依存症専門電話相談、こころの掲揚テレフォンを開設し電話での相談に対応を行った。また、必要時には面接による相談にも対応を実施した（精神科医による面接相談も含む）。	・県内の相談機関・相談窓口をリーフレットや、こころのケアガイドブックに掲載。リーフレット・パンフレットにより関係機関にも協力を得ながら、広く周知を実施する。 ・研修会開催時等では、ストレス、うつ、アルコール等のリーフレットやパンフレットを配布したり、自由に持ち帰れるよう配架する。ポスター掲示を行うことにより知識の普及を行う。 ・こころのケアガイドブックを更新しホームページにも掲載する。 ・こころの健康センター（自殺対策推進センター）においては、自殺予防・自死遺族電話相談、ひきこもり・依存症専門電話相談、こころの掲揚テレフォンを開設し電話での相談に対応する。また、必要時には面接による相談にも対応する（精神科医による面接相談も含む）。	自殺対策推進センター	
	福祉的な精神保健医療提供	56	○かかりつけ医等うつ病対応力向上研修 高齢者のうつ病が早期に発見され、適切な支援に結びつくようかかりつけ医に対し、うつ病などの精神疾患について研修会を実施します、また、診療情報提供所の活用を促進するなどかかりつけ医と精神科医の連携強化を図ります。	例年、かかりつけ医を対象にうつ病対応力向上研修会を開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止とした。	高齢者のうつ病が早期に発見され適切支援に結びつくよう、かかりつけ医に対し、うつ病対応力向上研修会を開催する。	医療保健部	健康推進課
	生きがい・居場所づくり・見守り支援	57	老人クラブ活動や地域における介護予防事業に対する支援 ○老人クラブ活動や地域における介護予防の取組などを支援することにより高齢者の健康・生きがいづくりを図ります。	○老人クラブ、市町老人クラブ連合会及び県老人クラブ連合会が行う介護予防や支え合いの地域づくり等の取組に対し、財政的支援を実施しました。また、市町における介護予防の取組を支援するため、各種研修会や先進事例の情報提供等を実施しました。	○引き続き、老人クラブに対する財政的支援を実施するとともに、先進事例の情報提供等により、市町における介護予防の取組を支援します。	医療保健部	長寿介護課
		58	地域支援事業（高齢者の見守りネットワークの支援） ○地域包括支援センターを中心として、民生児童委員やボランティアなどとも連携した高齢者の見守り等のネットワークづくりを支援します。	行方不明高齢者の早期発見・早期保護に向け、県内市町間の連絡体制を維持しました。	○引き続き、適宜、市町における高齢者の見守りに関する取組を共有するとともに、意見交換等を行います。また、行方不明高齢者の早期発見・早期保護に向け、県内市町間の連絡体制の強化を図ります。	医療保健部	長寿介護課
	認知症などへの取組、介護者支援	59	認知症疾患医療センターの設置 ○認知症治療や専門医療相談の役割を担う「認知症疾患医療センター」を設置します。	○基幹型認知症疾患医療センター1か所、地域型認知症疾患医療センター4か所、連携型認知症疾患医療センター4か所の指定を継続しました。	○引き続き、県内9か所の認知症疾患医療センターの指定を継続するとともに、広く県民に対して認知症治療や専門相談機関としての認知症疾患医療センターの周知に努めます。	医療保健部	長寿介護課
		60	認知症サポーター養成講座 ○認知症について正しく理解する「認知症サポーター」を養成し、認知症の人とその家族を見守ることにより、介護する家族の負担軽減につなげます。	○県内企業等の依頼に基づいて認知症サポーター養成講座を実施し、令和3年3月末現在で県内の認知症サポーターの数は207,047人になりました。	○引き続き、認知症サポーターの養成に努めます。また、市町との協働によりキャラバン・メイト養成研修、キャラバン・メイトフォローアップ研修、認知症サポーターステップアップ研修を実施するとともに、認知症サポーターの活躍の推進を図ります。	医療保健部	長寿介護課
		61	地域支援事業 ○認知症地域支援推進員などによる認知症カフェの企画・運営、介護者相互の交流会の開催や介護サポーターの養成、家族介護者支援の取組等の情報を共有する研修会の開催など市町の取組を支援します。	○市町職員等を対象に認知症市町連絡会を1回開催し、各市町の認知症高齢者の支援に関する取組の共有や意見交換等を行いました。	○引き続き、市町職員等を対象に認知症市町連絡会を開催し、各市町の認知症高齢者の支援に関する取組の共有や意見交換等を行います。	医療保健部	長寿介護課
うつ病など	うつ病などの周知啓発に関する相談	62	こころの健康づくり ○講習会、リーフレット、ホームページなどを活用し、うつ病などの予防や症状について、知識の普及や精神疾患に対する偏見を取り除く取組をすすめる、早期相談、早期受診につなげます。	・自殺対策強化事業の一環として県民公開講座を開催した。 ・研修会・県民公開講座開催時には、ストレス、うつ、アルコール等のリーフレットやパンフレットを配布したり、自由に持ち帰れるよう配架し、知識の普及を行った。	・研修会開催時には、ストレス、うつ、アルコール等のリーフレットやパンフレットを配布したり、自由に持ち帰れるよう配架し、知識の普及を行う。	自殺対策推進センター	
		63	自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発【再掲】	—	—	—	—
	うつ・ストレス・アルコールなどへの取組	64	ストレス・うつ・アルコールなどの普及啓発【再掲】	—	—	—	—
		65	アルコール対策【再掲】	—	—	—	—
		66	依存症対策【再掲】	—	—	—	—

この精神疾患を含む対策	適切な精神保健医療福祉サービスの提供	67	精神科救急医療システム運用事業 ○休日、夜間の精神科医療受機会を確保するため、精神科救急医療システム運営事業を実施します。 ○受診可能医療機関を案内する精神科救急情報センターの運営や24時間の安心相談を実施し、急な疾患の悪化に対応し、地域で安心して過ごせるよう支援します。	精神科救急医療システム運営事業を日本精神科病院協会三重県支部へ委託し、実施した。	・引き続き、日本精神科病院協会三重県支部へ委託し、精神科救急医療システム運営事業を実施する。 ・精神科救急医療システムの課題のひとつである一般救急と精神科救急の連携について、具体的な解決策を検討する。	医療保健部	健康推進課
		68	適切な精神保健医療福祉サービスの提供 ○「第7次三重県医療計画」に基づき、精神科救急医療システム運営、アウトリーチ事業の実施、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築など、さまざまな精神保健医療福祉の提供体制を構築します。	・精神科救急医療システム運営事業を日本精神科病院協会三重県支部へ委託し、実施した。 ・鈴鹿厚生病院、久居病院、上野病院へ委託し、精神障がい者アウトリーチ支援体制構築事業を実施した。 ・精神障害者地域移行・地域支援連絡会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。	・引き続き、日本精神科病院協会三重県支部へ委託し、精神科救急医療システム運営事業を実施する。 ・鈴鹿厚生病院、久居病院、上野病院へ委託し、精神障がい者アウトリーチ支援体制構築事業を実施する。 ・精神障害者地域移行・地域支援連絡会を2回開催し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかる協議を行う。	医療保健部	健康推進課
自殺未遂者支援	自殺企図者への支援	69	自殺未遂者支援 ○自殺未遂者の状況や救急医療機関等による支援状況の実態調査の結果を踏まえ、リーフレットの作成など支援体制の充実を図ります。	・県内の相談機関・相談窓口をリーフレットやパンフレット、こころのケアガイドブックに掲載。 ・こころのケアガイドブックを更新しホームページにも掲載することにより必要とする情報の提供を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年7月から自殺予防電話相談を週1回の実施から週5回に拡充するとともにフリーダイヤル化を実施した。（件数540件）令和2年11月から夜間休日自殺予防電話相談事業を新たに実施し、平日16時～24時、休日9時～24時を相談対応を実施した。（件数342件）また、必要時には面接による相談にも対応した（精神科医による面接相談も含む）。自殺対策推進センター専用電話でも相談に対応した。	・県内の相談機関・相談窓口をリーフレットやパンフレット、こころのケアガイドブックに掲載する。 ・こころのケアガイドブックを更新しホームページにも掲載することにより、必要とする情報の提供を行う。 ・各関係機関にもリーフレットを配布し相談窓口周知の協力依頼を行う。	自殺対策推進センター	
	医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化	70	相談窓口の周知 ○自殺未遂者やその家族を地域で支援するため、自殺対策推進センターなどにおいて、必要な情報をリーフレットやホームページなどで情報提供します。	・県内の相談機関・相談窓口をリーフレットやパンフレット、こころのケアガイドブックに掲載。 ・こころのケアガイドブックを更新しホームページにも掲載することにより、必要とする情報の提供を行った。 ・各関係機関にもリーフレット・パンフレットを配布し相談窓口周知の協力を得た。	・県内の相談機関・相談窓口をリーフレットやパンフレット、こころのケアガイドブックに掲載する。 ・こころのケアガイドブックを更新しホームページにも掲載することにより、必要とする情報の提供を行う。 ・各関係機関にもリーフレットを配布し相談窓口周知の協力依頼を行う。	自殺対策推進センター	
		71	未遂者支援アドバイザー派遣事業 ○保健所などにおいて、自殺未遂者の事例検討会や地域で未遂者を支援する関係機関会議や研修会などに専門家を派遣し、支援体制の充実を図ります。	県内の各保健所において自殺未遂者の事例検討会や地域で自殺未遂者を支援する関係機関会議や研修会を開催した。	地域における自殺未遂者への支援体制の充実を図るために、保健所などに自殺未遂者事例検討会や研修会などに専門家を派遣する。	医療保健部	健康推進課
		72	精神科救急医療システム運用事業【再掲】	—	—	—	—
		73	医師確保対策 ○救急医療体制の充実を図るため、医師修学資金貸与制度の運用を通じて、将来、県内医療機関で勤務する医師の確保に努めるとともに、三重県地域医療支援センターを核とした緊急医療を担う若手病院勤務医の確保を進めます。	本県の人口10万人あたりの医師数は全国平均を下回っており（全国246.7人、県223.4人（H30年末））、医師不足の状況にあることから、三重県医師確保計画に基づき、医師無料職業紹介事業などの「医師不足の影響を当面緩和する取組」と医師修学資金貸与と制度の運用、女性が働きやすい医療機関認証制度や地域医療支援センターによる若手医師のキャリア形成支援などの「中長期的な視点での取組」を組み合わせ、総合的な医師確保対策に取り組みました。	うつ病等の精神疾患などを担う精神科医や救急医療を担う医師確保を図るため、引き続き、無料職業紹介事業などの「医師不足の影響を当面緩和する取組」や、医師修学資金貸与と制度の運用、三重県地域医療支援センターによる若手医師のキャリア形成支援などの「中長期的な視点に立った取組」を組み合わせ、総合的な医師確保対策に取り組みます。	医療保健部	医療介護人材課
		74	児童生徒の自殺（未遂）の事後対応【再掲】	—	—	—	—
	関係未遂者の育成	75	未遂者に関する支援者の人材育成 ○自殺未遂者への効果的な精神的ケアや支援を行うため、自殺未遂者支援に対し、資質向上のための研修会などを実施します。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、研修会は中止とした。	・自殺未遂者支援研修会を開催する。	自殺対策推進センター	
		76	自殺企図者に対する発見活動の実施 ○自殺企図者の家族などから行方不明届を受理するとともに、同者の所在を突き止め、早期に発見・保護します。県外にいる場合は、関係都道府県などと緊密な連携を図り、自殺企図者を発見・保護します。	○届出人等から行方不明者の自殺企図に係る状況を聴取し、迅速に全国警察へ手配するとともに、関係機関・団体等と連携のうえ、早期発見・保護に努めた。 ○令和2年中の行方不明者876人のうち、自殺企図者は85人（9.7%）	自殺のおそれがある者の生命・身体 の早期発見保護を図るため、迅速かつ的確な発見活動を行います。	警察本部	人身安全対策課

	警察による対策・支援	77	インターネット上の自殺予告事案に対する迅速・的確な対処 ○インターネット上における自殺予告事案を認知した場合には、プロバイダーなどと連携し、発信者を特定するとともに、自殺をやめさせる措置を行います。 ○他の都道府県に在住する者の書き込みの場合は、関係都道府県などと連携を取りながら、人命保護のための緊急の対処を行います。 →○インターネット上における自殺予告事案を認知した場合には、プロバイダーなどと連携し、発信者を特定するとともに、人命保護を最優先とした措置を行います。 ○他の都道府県に在住する者の書き込みの場合は、関係都道府県などと連携を取りながら、人命保護のための緊急の対処を行います。	○当該掲示板サイトの管理者、プロバイダ等と連携して発信者を特定し、安否を確認するなどの措置を行った。 ○他の都道府県に在住する者の書き込みの場合は、関係都道府県警察などと連携を取り、人命保護のための緊急の対処を行った。	引き続き、迅速かつ的確な対処を行うよう連携を図ります。	警察本部	サイバー犯罪対策課
遺族支援	相談窓口の情報提供および相談	78	電話相談、面接相談 ○自死遺族などを対象とし、電話相談や面接相談を行います。	・こころの健康センター（自殺対策推進センター）においては、自死遺族電話相談（毎週月曜日13:00～16:00、令和2年7月以降は平日月～金曜日13:00～16:00）を開設し電話での相談に対応。また、必要時には面接による相談にも対応した（精神科医による面接相談も含む）。自殺対策推進センター専用電話でも相談に対応した。 （自殺関連相談電話件数のべ1039件、うち自死遺族から382件） （面接相談19件　うち自死遺族から18件）	・こころの健康センター（自殺対策推進センター）においては、自死遺族電話相談（平日月～金曜日13:00～16:00）を開設し電話での相談に対応。また、必要時には面接による相談にも対応する（精神科医による面接相談も含む）。自殺対策推進センター専用電話を開設しており相談にも対応して行く。	自殺対策推進センター	
		79	情報提供および啓発 ○自殺対策推進センターにおいて、相談体制を充実させるとともに、ホームページやリーフレットなどにより情報の提供を行います。	・県内の相談機関・相談窓口をリーフレットやパンフレット、こころのケアガイドブックに掲載。 ・こころのケアガイドブックを更新しホームページにも掲載することにより、必要とする情報の提供を行った。 ・各関係機関にもリーフレットを配布し相談窓口周知の協力を得た。	・県内の相談機関・相談窓口をリーフレットや、こころのケアガイドブックに掲載する。 ・こころのケアガイドブックを更新しホームページにも掲載することにより、必要とする情報の提供を行う。 ・各関係機関にもリーフレットを配布し相談窓口周知の協力依頼を行う。	自殺対策推進センター	
遺族支援	遺族の自助グループなど	80	自死遺族の集い ○大切な人を突然なくされた悲しみや深い思いを安心して話せる場としての自死遺族の集い「わかちあいの会」の開催や、身近な地域で遺族の気持ちを聴く相談窓口の整備を市民・民間団体と連携し、取組ます。	・自死遺族のつどい（わかちあいの会）を奇数月第4土曜日13:30～15:30に開催した（新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、年5回実施）。 ・自死遺族サポート　ガーベラ会（当事者グループ）との連携をした。	・自死遺族のつどい（わかちあいの会）を奇数月第4土曜日13:30～15:30に開催する。 ・自死遺族サポート　ガーベラ会（当事者グループ）との連携を継続する。	自殺対策推進センター	
	遺族などに対応する支援者の資質向上	81	自死遺族支援者人材育成 ○関係機関・民間団体の関係者に対し、連携やグリーフケアの必要性、自死遺族の集いの企画等について学ぶ場を提供するなど支援者の人材育成を実現します。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、研修会は中止とした。	・自死遺族支援者研修会を開催する。	自殺対策推進センター	
	県民への正しい知識の普及啓発	82	情報提供および啓発 ○遺族などへの対応・支援についての理解を深めるため、県民への普及啓発を行います。	・リーフレットやパンフレットを作成。各関係機関にもリーフレットを配布し周知の協力を得た。	・各関係機関にもリーフレットやパンフレットを配布し周知の協力依頼を行う。	自殺対策推進センター	
がん患者、難病など慢性疾患	がん患者、難病など慢性疾患	83	がん患者への支援 ○がん相談支援センターにおいて、電話や面接にてがんに関する悩み、不安などの相談を行い、必要に応じ精神心理的なケアにつなぎます。 ○がん患者と家族のサロンや社会保険労務士による就労相談を行います	○三重県がん相談支援センターにおいて、がんに関する悩みや不安等の電話相談及び面接による相談に対応しました。（相談件数514件） ○がん患者やその家族等が交流する場として、おしゃべりサロン（がん患者と家族）とおあしず（がん死別体験者）を開催しました。（開催回数22回：参加人数109人）また、がんに罹患しても治療しながら就労することを支援するため、社会保険労務士による就労相談を実施しました。（相談者1名）	引き続き、三重県がん相談支援センターにおいて、がんに関する悩みや不安等の相談に応じるとともに、がん患者やその家族等が交流する場であるサロンを各地域において実施します。また、がんに罹患しても治療しながら就労することを支援するため、社会保険労務士による就労相談についても継続していきます。	医療保健部	医療政策課

患者に対する支援	患者に対する支援	84	難病患者への支援 ○難病相談支援センターにおいて、難病相談支援員やピア・サポーターによる相談、患者会活動への支援、講演会の開催、就労支援などを行います。 ○保健所の保健師や難病医療連絡協議会の難病医療専門員が電話や面談、家庭訪問などにより、難病に関する医療や在宅ケアの相談を行います。	○難病相談支援センターにおける活動実績（令和２年度） ・センター内相談 1791件、地域難病相談会（４回） 80件、疾病別相談会（各患者会への相談） 1769件、各患者会講演会・交流会の開催 24件、就労相談 478件 ○保健所における相談件数（令和２年度） ・医療相談会（２回）11件、訪問指導（0回）0件、訪問相談 218件 ○難病診療連携拠点病院における相談件数（令和2年4月～令和3年1月） ・1178件（電話511件、面談649件、メール46件）	引き続き、難病相談支援センター、各保健所、難病医療連絡協議会等の各相談機関において、難病患者の相談に対応し、患者会活動や就労支援等にも取り組んでいます。	医療保健部	健康推進課
		85	相談対応力向上研修【再掲】	—	—	—	—
		86	生活困窮への支援の充実 ○生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくないため、「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業において、生活困窮者からの相談に応じ、包括的な支援を行うとともに、関係機関との連携を行い、効果的かつ効率的な支援を行います。 ○子どもへの支援として、「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業を実施します。	○福祉事務所を設置する県及び市町では「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援機関を設置し、生活に困窮する方の相談に応じています。令和元年度においても、相談者の個々の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を行いました。 ・令和２年度新規相談件数 9, 285件 （うち、県所管の14町 541件） ○貧困の連鎖を断ち切り、将来、自立可能な就職に結びつけ、生活困窮家庭の自立を促すため、福祉事務所を設置する県及び市町では、「生活困窮者自立支援法」に基づき、地域の状況に応じ、生活困窮家庭の子どもに学習の機会を提供しました。 ・令和２年度における実施自治体数 13（県及び12市町） 県においては、民間事業者に事業を委託し、所管する14町を対象に生活困窮家庭に学習支援及び教育相談を実施するとともに、生活習慣の改善に関する助言及び進学・就労に向けた相談支援等に取り組みました。 ・支援者数（県所管分） 19人 （うち、中学3年生10名中9名が高校へ進学しました。）	○県が所管する14町については、自立相談支援機関（三重県生活相談支援センター）において、生活に困窮する方の相談に応じ、相談者の状態に応じた支援を実施します。社会情勢の変化に伴い、社会的孤立と経済的困窮などの複合的な課題を抱えた方が顕在化していることから、令和２年度から三重県生活相談支援センターに新たにアウトリーチ支援員を配置し、相談窓口につながりにくい方へのアウトリーチ的な手法に取り組むことで、必要な方に支援の手が届くように取組を進めます。 また、福祉事務所設置自治体（市及び多気町）において、充実した生活困窮者支援が実施されるよう、県が主催する研修・会議等で相談支援等に必要な情報提供を行います。 ○県においては、所管する14町の関係機関と連携を図り、生活困窮家庭の状況に応じて、学習の場を提供し、必要な支援を行います。 また、当該事業の未実施の市に対しては、引き続き実施に向けて働きかけを行います。	子ども・福祉部	地域福祉課
		87	生活保護受給者等就労自立促進事業【再掲】	—	—	—	—
	生活困窮者、ひとり親家庭	88	ひとり親家庭への支援 ○ひとり親家庭の自立を促進するため、「安定的な収入を得る就業のための支援」、「子育てと生活のための支援」、「経済的な安定のための支援」、「各種支援の周知と相談機能の充実」、「子どもへの学習支援」、「父子家庭に対する支援の充実」を図ります。	ひとり親家庭への支援 ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、就業相談や求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業、能力開発講座の開設等により、就業を支援しました。また、就職に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金の支給（92名）を行いました。 ・ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、日常生活支援を行う市町への支援（9市町）を行いました。 ・ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町へ補助（7市）するとともに、生活困窮家庭（生活保護世帯も含む）の子どもの学習支援（26市町）を行いました。 ・生活と自立支援のため、児童扶養手当の支給を行いました。（11,771件） ・子どもの就学に必要な資金や生活に必要な資金等について、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行いました。（310件）	ひとり親家庭への支援 ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、就業相談や求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業、能力開発講座の開設等により、就業を支援しています。また、就職に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金の支給を行っています。 ・安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、日常生活支援を行う市町への補助（9市町）を行っています。 ・ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町へ補助（8市）するとともに、生活困窮家庭（生活保護世帯も含む）の子どもの学習支援（26市町）を行っています。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、低所得のひとり親家庭に大きな困難が生じていることをふまえ、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、「子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を支給しています。 ・子どもの就学に必要な資金や生活に必要な資金等について、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行っています。	子ども・福祉部	子育て支援課

ハイリスク者支援	性犯罪、性暴力被害者への支援	89	性犯罪・性暴力の被害者支援 ○「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」では性犯罪・性暴力被害者が安心して必要な相談や支援を受けることができるよう、複数の医療機関や関係機関・団体などと連携し、性犯罪・性暴力被害者に関する総合的な支援を行います。	◇「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営 複数の連携病院・関係機関などと連携し、電話・面接等相談、付添支援等総合的な支援を行った。 ◇新型コロナウイルス感染症緊急対策「3分野合同（DV・妊娠SOS・性暴力被害）SNS相談」の実施（令和2年6月1日～令和3年3月31日） 新型コロナウイルス感染症拡大による生活環境の変化の影響等により、増加や深刻化が懸念される家庭内等でのDV・性暴力等の被害者が、相談しやすい相談窓口を開設し、総合的な支援に繋がった。 ◇よりこ出前講座 ・性犯罪・性暴力被害に遭われた方が早期に支援を受けられる体制を構築するには、多くの機関・団体等に「よりこ」の支援活動について、その重要性、必要性を理解していただくことが重要であると考え、県職員による「出前講座」を実施した。（県内看護大学、短期大学等） ◇各種広報 ・広報チラシの配布による啓発（県内中学校を新たに含む。） ・SNS相談窓口カード、ステッカーの配布 県内産婦人科、コンビニ、マックスバリュ（マックスバリュ中部店舗）県内各種学校（大学、専門学校、公立・私立高等学校、特別支援学校等）に配布、化粧室等に掲示していただくよう依頼した。	◇「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営 複数の連携病院・関係機関などと連携し、電話・メール相談、面接等相談、付添支援等総合的な支援を行う。 ◇新型コロナウイルス感染症緊急対策「3分野合同（DV・妊娠SOS・性暴力被害）SNS相談」の継続実施（令和2年6月1日～令和4年3月31日） 新型コロナウイルス感染症拡大による生活環境の変化の影響等により、増加や深刻化が懸念される家庭内等でのDV・性暴力等の被害者が、相談しやすい相談窓口を継続して開設し、総合的な支援に繋がっていく。 ◇子どもたちを性被害から守りたいプロジェクト事業 子どもたちが性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない未来をつくるため、小学校低学年向けの絵本（学習教材）を県内全小学校へ配布し、県内養護教諭等を対象とした対応研修や、県内3モデル小学校において「親子で学ぶ性被害防止教室」を実施した。多くの学校関係者、保護者に「よりこ」における支援活動の重要性、必要性の理解を深めていただき、万が一子どもが性暴力・性被害に遭ったときの相談・支援の窓口として「よりこ」を周知した。 ◇よりこ出前講座 「よりこ」の支援活動を広く理解していただくために、「寄り添う心 よりこ出前講座」を引き続き実施する。 ◇各種広報 ・広報チラシの配布による啓発（県内中学校を含む。） ・SNS相談窓口カード、ステッカーの配布 県内産婦人科、コンビニ、マックスバリュ（マックスバリュ中部店舗）県内各種学校（大学、専門学校、公立・私立高等学校、特別支援学校等）に配布、化粧室等に掲示していただくよう依頼した。	環境生活部	くらし・交通安全課
		90	性的マイノリティに関する理解の促進 ○誰もが自分らしく生きることができる環境づくりのため、性的マイノリティに関する理解を促進するための啓発を実施します。 →R2末に「性の多様性条例」が制定されたのを機に、人権課からダイバーシティ社会推進課に所管変更	◇啓発パネル「一人ひとりが生きやすい社会のために」を令和2年6月に人権センターアトリウムで展示するとともに、啓発パネルの貸出（2か所）及び啓発冊子の配布（6か所、370部）を行った。 ◇性の多様性について、県民の皆さんの理解が広がり、当事者が安心して暮らせるよう、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を令和3年3月に制定した。 ◇多様な性のあり方への理解促進のため、県民向けの講演会をオンラインで実施した。 ・県民向け講演会 令和3年1月19日（火）漫画を題材にトークセッションを実施 参加者数：113名 ◇LGBT相談員養成講座の実施 全8回（9月～1月） 多様な性のあり方に関する県民の悩みなどへの相談対応の充実を図っているため、相談人材の養成講座を実施。 ◇県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県民の要望に応じ、LGBTをテーマに、出前講座「フレンテトーク」を開催した。（実施回数：6回、参加者数：362名）	◇啓発パネル「一人ひとりが生きやすい社会のために」を人権センターアトリウムで展示するとともに、啓発パネルの貸出及び啓発冊子の配布を行う。 ◇令和3年4月1日から施行した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」周知のためのリーフレットを作成し、県内各所へ配布した。 ◇誰もが安心して暮らせる環境づくりの取組の一つとして、令和3年9月1日から「三重県パートナーシップ宣誓制度」を開始した。また、宣誓制度の手続きをはじめ、パートナーとの生活に役立つ情報を掲載した「みえにじいろハンドブック」を作成し、宣誓者や県内各所へ配布した。 ◇性の多様性に関するさまざまな悩みの相談先として月2回の電話相談（みえにじいろ相談）を開始した。10月からはSNSでの相談も月2回受付。相談窓口広報用チラシやカードを作成し、県内教育機関等に配布した。 ◇多様な性のあり方への理解促進のため、県民向けの講演会を実施予定。（オンライン） ◇性の多様性に関する相談に対応する相談員向け研修を実施予定。 ◇企業における性の多様性に関するガイドラインを作成するとともに、県内企業向け研修を実施予定。 ◇県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県民の要望に応じ、出前講座「フレンテトーク」を開催する。	環境生活部	人権課 ダイバーシティ社会推進課
		91	性的マイノリティの人権に係わる問題を解決するための教育【再掲】	—	—	—	—
		92	相談窓口対応力向上研修【再掲】	—	—	—	—
	失業者、経済的問題に対する支援	93	求職者に対する就職支援【再掲】	—	—	—	—
		94	専門家による心理サポート【再掲】	—	—	—	—
		95	離職者を対象とした公共職業訓練の実施【再掲】	—	—	—	—
		96	生活保護受給者等就労自立促進事業【再掲】	—	—	—	—
		97	多重債務に関する相談事業の実施【再掲】	—	—	—	—
		98	登録貸金業者への指導および検査【再掲】	—	—	—	—
		99	悪質金融業者への指導及び取締り【再掲】	—	—	—	—
		100	地域自殺・うつ対策ネットワーク組織（庁内連絡会議）の設置 ○各保健所などに設置された地域自殺・うつネットワーク組織などを活用し、地域の実情に応じた人材育成、情報交換、困難事例の検討や啓発を行うとともに、地域の関係者の顔の見える関係づくりに取り組みます。	県内の各保健所において警察や消防、医療機関などの関係機関及び民間団体が参加する地域・自殺うつネットワーク組織を活用して自殺対策に関する講演会や研修会、計画策定に関する研修会や検討会を行い人材育成や情報交換を行った。	保健所における自殺・うつネットワーク組織を活用して地域の自殺の状況やニーズに基づいた人材育成や情報交換、事例検討会を行い、地域における自殺対策の連携体制を整える。	医療保健部	健康推進課

地域特性への対応	地域の特性に応じた支援	101	市町などへの情報提供と技術支援 ○地域の実情に応じた自殺対策が進められるよう、自殺対策推進センターが中心となり、地域の自殺の現状や自殺対策に関する情報収集と提供を行います。	・人口動態統計や警察庁の自殺統計及び地域における自殺の基礎資料をもとに自殺統計資料を作成し、会議等にて自殺統計資料の説明を実施。	・人口動態統計や警察庁の自殺統計及び地域における自殺の基礎資料をもとに自殺統計資料を作成し、会議等にて自殺統計資料の説明を実施。	自殺対策推進センター		
		102	情報収集と提供 ○地域の実情に応じた自殺対策が進められるよう、自殺対策推進センターが中心となり、地域の自殺の現状や自殺対策に関する情報収集と提供を行います。	・人口動態統計や警察庁の自殺統計及び地域における自殺の基礎資料をもとに自殺統計資料を作成し、会議等にて自殺統計資料の説明を実施。	・人口動態統計や警察庁の自殺統計及び地域における自殺の基礎資料をもとに自殺統計資料を作成し、会議等にて自殺統計資料の説明を実施。	自殺対策推進センター		
		103	市町への自殺対策計画策定などへの支援 ○自殺対策推進センターが、市町の自殺対策計画の策定や進捗管理、取組の効果の検証などを支援します。 ○保健所は、自殺対策推進センターと連携を図りながら、市町への支援を行います。	・県内全市町で計画策定を完了し、市町自殺対策計画にかかるチェックリストや確認シートに基づく自殺対策推進状況の取りまとめ及びいのち支える自殺対策推進センターへの報告を実施した ・地域自殺実態プロフィール2020更新版DVDを各市町、各保健所、三重県医療保健部健康推進課に配布を実施した ・いのち支える自殺対策推進センターからの情報を市町へ提供（随時）	・確認シート（旧チェックリスト）や自殺対策推進状況調査に基づく自殺対策推進状況の取りまとめや計画を実行する中で必要な場合に支援を行う	自殺対策推進センター		
関係機関・民間団体との連携	関係機関・民間団体と連携した取組の推進	104	関係機関・民間団体と連携した取組の推進 ○相談会や啓発などに、関係機関・民間団体と連携して取り組むとともに、それぞれの取組について活動内容の周知を図ります。 ○相談活動、人材育成、技術支援など関係機関・民間団体の活動を支援します。	・三重県自殺対策事業報告書を作成し配布した。 ・地域自殺対策の推進に向け、関係機関に随時情報提供した。	・三重県自殺対策事業報告書を作成し、こころの健康づくりネットワーク会議において、各団体の活動を報告する。 ・地域自殺対策の推進に向け、関連機関等との連携に努め、活動を支援する。	自殺対策推進センター		
		105	相談窓口担当者の資質向上研修会 ○行政の自殺対策担当者や関係機関の相談窓口担当者などのネットワークの強化や資質向上を目的に研修会などを実施します。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、研修会は中止とした。	・関係機関職員の資質向上やネットワークの強化を目的に各種研修会を開催する。	自殺対策推進センター		
		106	精神科医療、保健、福祉などの運動性の向上 ○保健所における地域精神保健福祉連絡会などによる関係機関との連携を強化するとともに、各障害保健福祉圏域または市町単位で、関係機関が有機的に連携するための精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築を進めます。	・すべての保健所において、地域精神保健福祉連絡会を開催し、圏域の関係機関との連携を強化した。 ・精神障害者地域移行・地域支援連絡会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。	・引き続き、すべての保健所において、地域精神保健福祉連絡会を開催し、圏域の関係機関との連携を強化する。 ・精神障害者地域移行・地域支援連絡会を2回開催し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかる協議を行う。	医療保健部	健康推進課	
自殺対策を担う人材の育成	適切な精神保健医療福祉の提供	107	かかりつけ医等うつ病対応力向上研修【再掲】	—	—	—	—	
		108	精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など ○行政や関係機関などの相談窓口担当者を対象に、自殺対策を担う人材のネットワークの強化や資質向上を目的とした研修会などを実施します。	・相談窓口対応力研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、中止とした。 ・市町及び保健所の自殺対策担当者等を対象として自殺対策関係者研修会を実施した（参加者30名）。なお、今回新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン開催とした。	・相談窓口対応力向上研修会を開催する。 ・関係機関職員の資質向上やネットワークの強化を目的に各種研修会を開催する。	自殺対策推進センター		
	人材の育成	109	相談対応力向上研修会【再掲】	—	—	—	—	—
		110	家族や知人を含めた支援者への支援 ○関係機関・民間団体の関係者に対し、連携やグリーフケアの必要性、自死遺族の集いの運営などについて研修会などを実施します。 ○自殺を考えている人や悩んでいる人の直接支援にあたる支援者が、困難な悩みを抱え込まないための支援を行います。	・自死遺族支援者研修会及び自殺未遂者支援研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、研修会は中止とした。 ・自殺を考えている人や悩んでいる人への直接支援にあたる支援者に対して必要に応じて相談に応じた（随時）	・自死遺族支援者研修会を開催する。 ・自殺未遂者支援研修会を開催する。 ・自殺を考えている人や悩んでいる人への直接支援にあたる支援者に対して必要に応じて相談にのる	自殺対策推進センター		
		111	未遂者支援に関わる支援者の人材育成【再掲】	—	—	—	—	—
		112	自死遺族支援者人材育成【再掲】	—	—	—	—	—
113	未遂者支援アドバイザー派遣事業【再掲】	—	—	—	—	—		

大規模災害時の被災者への支援	大規模災害時における被災者のこころのケア	114	災害時の支援者のスキルアップ ○精神保健福祉の関係者などに対し、災害発生時のメンタルのための知識を習得するために実際のスキル向上に向けた研修会を実施するとともに、保健師や市町担当者を対象に災害時こころのケア担当者会議などを実施します。	・市町他関係機関職員を対象に、災害時こころのケア研修会（サイコロジカルファーストエイド研修）を開催した（受講者数：39人）。なお、今回新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン開催とした。	・市町他関係機関職員に広く認識されるよう、災害時こころのケア研修会（サイコロジカルファーストエイド研修）を引き続き開催する。	自殺対策推進センター	
		115	大規模災害時におけるDPATによる被災者支援と惨事ストレスケア ○大規模災害時において、三重DPATなどを速やかに被災地へ派遣することにより、被災地および支援者にこころのケアを行います。 ○DPAT隊員の惨事ストレスについての方策を検討します。	三重DPATの強化のため、DPAT研修の開催を行った。	・三重DPAT強化のため、県防災対策図上訓練への参加、市町主催の防災訓練への参加、DPAT研修の開催などを行う。 ・引き続き三重DPAT連絡協議会を開催し、課題検討を行う。	医療保健部	健康推進課
情報収集と提供	情報収集と提供	116	ホームページやメールマガジンでの情報提供 ○相談窓口の支援情報などを掲載したパンフレットの配布やホームページ・広報誌への掲載など、悩みや困難を抱える人が必要な支援を受けられるよう情報提供を行います。	・研修会や講演会情報をホームページで案内を行った。 ・活用しやすいよう自殺対策推進センターのホームページをリニューアルした。 ・メールマガジンを発行した（年3回、うち2回は自殺予防対策について）。	・研修会や講演会情報をホームページで案内を行う。 ・メールマガジンの発行を行う（年3回、うち2回は自殺予防対策について）。	自殺対策推進センター	
		117	自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発【再掲】	—	—	—	—
		118	関係機関に対する自殺統計資料の提供 ○自殺対策推進センターが中心となり地域の自殺の現状や自殺予防対策に関する情報収集と提供を行います。	・人口動態統計や警察庁の自殺統計および地域における自殺の基礎資料をもとに自殺統計資料を作成し、会議等で説明やホームページに掲載をした。	・人口動態統計や警察庁の自殺統計および地域における自殺の基礎資料をもとに自殺統計資料を作成し、会議等で説明やホームページに掲載をする。	自殺対策推進センター	
		119	市町への自殺対策計画等への支援【再掲】	—	—	—	—